

## 各務原市SDGsロゴマークの使用に関する要綱

(令和4年5月11日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市SDGsロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) SDGs 平成27年9月に国際連合総会で採択された持続可能な開発目標をいう。
- (2) かかみがはらSDGsパートナー かかみがはらSDGsパートナー登録制度実施要綱(令和4年3月25日決裁)に基づき登録を受けた企業、団体等をいう。
- (3) デザインマニュアル ロゴマークの使用方法等について市が定めるものをいう。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、各務原市SDGsロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に申請者の事業内容がわかる資料、ロゴマークの使用形態を示す見本その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市の事務又は事業において使用する場合
- (2) かかみがはらSDGsパートナーが、営利を目的とせず、各務原市内においてSDGsを推進する事業又はその広報を主たる目的として使用する場合
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (4) その他市長が適当と認める場合

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) SDGsの正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政治、特定の思想又は宗教の活動に使用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等の売名に使用されるおそれがある場合

- (5) 営利目的として使用されるおそれがある場合。ただし、市長がSDGsの普及啓発に資するものとして認めた場合を除く。
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用されるおそれがある場合
- (7) 公益性又は公共性のない活動に使用されるおそれがある場合
- (8) 市の実施する事業を妨げるおそれがある場合
- (9) 各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等が実施する事業に使用されるおそれがある場合
- (10) その他市長が使用について不相当と認めた場合

2 市長は、ロゴマークの使用を承認するときは、各務原市SDGsロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

3 市長は、使用を承認しないときは、各務原市SDGsロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（使用承認の期間）

第5条 使用の承認の期間は、使用を承認した日から起算して1年以内とする。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインマニュアルに従い適切に使用すること。
- (2) 意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録等、知的財産に関する一切の権利を設定し、又は登録しないこと。
- (3) ロゴマークの使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

2 使用者のうち第4条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「承認使用者」という。）は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた事業内容についてのみ使用すること。
- (2) 第4条第2項の規定により付された条件に従うこと。

（使用状況報告）

第8条 市長は、使用者に対して、ロゴマークの使用状況について資料の提出又は報告を求めることができる。

(使用の是正及び承認の取消し)

第9条 市長は、第7条の規定に反すると認めるときは、使用者に是正を申し入れることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認使用者の使用の承認を取り消すことができる。

(1) 前項の規定による申入れを行った後、是正される見込みがないとき。

(2) 第7条の規定に反すると認める場合で、緊急を要するとき。

(3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

3 市長は、前項の規定により、使用の承認を取り消したときは、各務原市SDGsロゴマーク使用承認取消通知書(様式第4号)により、承認使用者に通知するものとする。

4 第2項の規定により使用の承認を取り消された者は、直ちにロゴマークの使用を停止しなければならない。

5 市は、第2項の規定による取消しにより生じた損失等について、一切の責任を負わないものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第10条 ロゴマークの著作権等一切の権利は、市に帰属する。

(責任の制限)

第11条 使用者(第3条第1号の事由により使用する者を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、ロゴマークの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市は、損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

所在地

申請者 名称

代表者職氏名

各務原市SDGsロゴマーク使用承認申請書

各務原市SDGsロゴマークを使用したいため、下記のとおり申請します。

記

使用目的		
使用方法・内容		
使用期間	年 月 日～ 年 月 日	
担当者連絡先	所属	
	氏名	
	電話	
	E-mail	

※申請者の事業内容が分かる資料、ロゴマークの使用形態を示す見本等を添付してください。

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

各務原市長 印

### 各務原市SDGsロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった各務原市SDGsロゴマークの使用について、下記のとおり承認したので通知します。

#### 記

#### 1. 承認内容

承認番号 第 号

使用内容

使用期間 年 月 日～ 年 月 日

#### 2. 承認条件

- ・上記「1. 承認内容」の範囲内でのみ使用すること。
- ・各務原市SDGsロゴマークの使用に関する要綱第7条第1項の規定を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

各務原市長 印

各務原市SDGsロゴマーク使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった各務原市SDGsロゴマークの使用について、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

不承認の理由

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

各務原市長 印

各務原市SDGsロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日付けで承認した各務原市SDGsロゴマークの使用について、下記のとおり使用の承認を取り消しましたので通知します。

記

1. 承認番号
2. 取消理由